

第四節 占領政策の転換と神戸市

表 204 神戸市在住外国人調

内 訳	人 口	比 率
中 華 民 国	3,402	13.7%
(台湾省民)	2,498)	
朝 鮮	17,887	71.7
ト ル コ	177	0.7
ド イ ツ	171	0.7
白系ロシア	163	0.7
イギリス	83	0.3
アメリカ	60	0.2
インド	60	0.2
そ の 他	2,938	11.8
合 計	24,941	100

(注) 昭和23年4月現在。

資料：終連神戸事務局『執務月報』(下半年分)

住んでいたという。もっとも、実際の数はそれ以上であったと思われるが、ちなみにその国籍別集計を示すと表204のとおりである。

と表204のとおりである。

とりわけ、神戸在住外国人の七一・七%を占めていた朝鮮人への対応をめぐって、神戸では全国の耳目をそばだたしめた事件が起こった。もともと、アメリカ政府は朝鮮人に対しては矛盾した対応をとっていた。

すなわち、アメリカ政府は『初期基本指令』で、在日朝鮮人を「解放民族」とする立場から、その朝鮮本国

神戸の在

国際都市神戸は戦前から外国人の居住が多いことで知られていた。終戦連絡事務局の『執務月報』によれば、昭和二十四(一九四九)年四月現在神戸には四一カ国二万四九四一人の外国人が

日朝鮮人

報』によれば、昭和二十四(一九四九)年四月現在神戸には四一カ国二万四九四一人の外国人が

1 第一次神戸朝鮮人学校事件

第四節 占領政策の転換と神戸市

への帰還を奨励していたが、一方で朝鮮人は「日本人」ではないが、「日本臣民」であり、時には「敵国民」として対処するとの方針を掲げていた。GHQは昭和二十一年十一月二十日、「母国への帰還を拒否する在日朝鮮人は、正式に樹立された朝鮮政府が彼らに朝鮮国民としての承認を与えるまでの間、『日本国籍』を有する」と発表し、つづいて十二月十九日、日本政府宛に十二月十五日をもって南朝鮮への集団引き揚げが完了したと指令した。これ以降、占領当局と日本政府は残留した約六〇万人の在日朝鮮人(在日韓国・朝鮮人)を日本の法律に従って「日本国民」として対処するようになった。それはまず、朝鮮人学校を閉鎖する動きとなつてあらわれた。

二十二年一月十三日、文部省は都道府県知事に対し、在日朝鮮人が日本の法律に服すること、教育についても日本人に対すると同様に朝鮮人に対しても、等しく義務づけられることを通達した。つまり、教育法を朝鮮人学校に適用し、朝鮮人学校の閉鎖を命じたのである。しかし、このときは朝鮮人の反対にあい、また知事に法律の執行に関して若干の自由裁量が認められていたこともあって実施されなかった。

朝鮮人学校 翌二十三年一月二十四日文部省は新たに就学年齢の朝鮮人子弟が日本人子弟と同様に、公立の閉鎖要求 もしくは私立の学校へ通学しなければならぬと指示した。それは在日朝鮮人の民族教育の

根幹でもある母国語による教育をやめさせること、つまり朝鮮人にとっては戦時中の「皇民化教育」の再現を意味した。地方軍政部と都道府県当局は、この指示を強行しようとしたのである。朝鮮人の学校閉鎖反対運動は徐々に全国的に広まっていった。四月十五日岡山での数千人の反対運動に始まり、それは山口・福岡へと広がった。反対運動の拠点は、大阪と兵庫であった。この間の事情を、当時の新聞および終戦連絡神戸

事務局『執務月報』（昭和二十三年五月下半期）にみてみよう。同年三月五日、兵庫軍政部ハットン少佐は、県教育部に対して、(1)神戸市内における朝鮮人学校を四月の新学期までに立ち退かせること、(2)学齡児童に関しては認可を受けた学校に入る以外は日本の公立学校に入学させること、などを文書で指示した。当時、神戸市内の在日朝鮮人学校は既設の日本人学校内に寄留する形で四校が設けられており、うち三校が在日朝鮮人連盟(朝連)系で、一校が朝鮮建国促進青年同盟(建青)系であった。

朝連と建青の代表者と朝鮮人学校側は、神戸市当局が先の軍政部の指示にしたがって要求してきた立ち退きを拒絶するとともに、以後絶対反対の態度をもって市の学務課に陳情活動を起こした。反対運動は四月一日、長田区の神戸工專運動場に朝鮮人学校関係者・一般朝鮮人一二〇〇人余りが参加した大会へと発展した。大会は学校明け渡し反対を決議した後、市庁に向けて示威行進を行った。

「学校明け渡し」は、在日朝鮮人の反対にあつて、予定の期日内に完了しそうになかった。そこで、四月七日軍政部司令官レーコップ中佐は、県知事に対し、四月十日までに市内の朝鮮人学校を全部立ち退かせるよう勧告した。これにしたがって、県・市当局は立ち退きを再び要求したが、朝鮮人学校側はこれを拒否した。このため、同九日兵庫軍政部のフィリップス教育課長、連絡調整神戸事務局、県教育部長、神戸市警察局長、神戸地方裁判所判事、神戸地方検察庁検事らが会合し、(1)二十三年一月二十四日付文部大臣発官学第五号と学校教育法第一三条に準拠して朝鮮人学校を閉鎖すること、(2)警察当局は「万一の事態発生するときには実力を行使する準備を整え」ることを決定した。これに基づいて県知事・市当局はそれぞれ十日と十二日に各朝鮮学校の閉鎖を命令し立ち退きを通告した。

一方、朝連代表は十三日、兵庫軍政部に立ち退き期限延長の陳情を行ったが、軍政部はこれを拒絶した。朝連系は朝鮮教育対策委員会を組織し、十四日午後四時、同対策委員会の朝鮮人代表約四〇人が一般朝鮮人とともに、学校明け渡し反対を求めて兵庫県庁に赴き、知事との面会を求めて、夜を徹しての「座り込み」戦術に入った。これに対して、連絡調整神戸事務局は、神戸基地司令部参謀第二課長バーン少佐に事態を通報しその意向を打診、翌十五日午後一時三〇分、県知事は庁内からの即時退去を要求したが、座り込みは続行された。午後五時二〇分、市警察当局は実力をもって一斉検挙に入り六五人を検挙した。

事件の経過

他方朝鮮人側は、これ以降、学校閉鎖反対と併せて検挙者の釈放も求めていった。四月二十三日、神戸市当局は朝鮮人学校閉鎖の仮処分を執行するが、一校だけ未執行に終わった。そのため、同夜、軍政部・県・市の間で当局者会議がもたれ、実力執行に関して協議された。また、朝鮮人側からすでに届け出されていた来る二十六日の三万人示威行動への対処方法も問題にされた。日本側当局は、三万人デモを「急迫せる事態」とみなし、翌二十四日午前一〇時から県庁知事室で対策協議会をもった。参加者は、県側から知事・副知事・教育部長・視学、市側から市長・助役・公安委員長・警察局長・同局秘書課長・保安部長・警備部長、国警県本部から警備課長、検察庁から検事正・次席検事で計一四人が参加した。

午前一一時頃、県庁内に約「三〇〇人」の朝鮮人が集合、一部が知事室に進入し、日本側当局者一四人を軟禁状態において学校閉鎖反対・検束者の釈放などを要求した。一二時三〇分過ぎ神戸基地憲兵副司令官クロップ大尉ほか十数人の憲兵が状況調査のため来庁し、連絡調整神戸事務局の要請で、クロップ大尉が部下

二人とともに、知事救出のため知事室に入ったが、朝鮮人の抵抗にあつて失敗した。午後三時頃には、朝鮮人は一〇〇〇人ほどに膨れ上がり、この状況下で知事が朝鮮人側の要求を受け入れたため、午後六時過ぎ、集った朝鮮人民衆は散会した。

占領軍の この直後、神戸基地司令官メノハ准将は軍政部・県・市当局者から事情聴取をおこない、第八

対応 軍司令部に急報するとともに、同日「非常事態」を宣言し、朝鮮人検挙の指令を発した。翌二

十六日第八軍司令官アイケルバーガー中將が来神したが、彼はまず新聞記者団に対し、神戸の朝鮮人示威運動を「暴動」だとし、「占領政策と占領保障に反するもの」として、「暴力と強制のもとに行われた協定は資格をもっていない。私は脅迫のもとに結ばれたいかなる協定や約束に対しても拘束力を認めない」（終連神戸事務局『執務月報』）との声明を発表した。そして、同日関係者との協議をもった。会議には、アメリカ側からアイケルバーガーのほか、スウィング第一軍団司令官、メノハ神戸基地司令官、ビアスレイ第八軍軍政部司令官、第八軍参謀二部ジョーンズ中佐、近畿軍政部司令官ディバイン中佐、同副司令官コワルスキー、レーコップ兵庫軍政部司令官、日本側から小寺神戸市長、岸田知事、田中終連神戸事務所長らが出席した。アイケルバーガーは会議で、日本警察の無力な措置を指摘するとともに、憲兵司令部の態度についても若干の苦言を与えた。

他方、GHQ側ではどのような反応があつたであろうか。GHQ民政局でも二十六日鈴木義男法務総裁ら呼び事情聴取を行っている。それはラジオと新聞からの情報に、彼らの状況に対する理解が加わつたものであるが、いくつかの興味深い事実を述べている。まず、事件の原因が「日本政府が朝鮮人学校を閉鎖する

という命令を強制した」ことにあるとし、「最終的には認められた」ものの、この「命令の合法性については内閣でいくつかの議論があった」と、その可否について政府内の状況を伝えている。そして、問題の重要な点は、「朝鮮人学校でコミュニケーションを教え、文部省がそれらを閉鎖するという命令を下したことにあった」とした。

さらに、県庁内における暴動の原因は、「共産主義的朝鮮人に対抗する警察の無能力にある」とし、その弱さの理由としては「警察官の数が不相当」であったこと、暴動に対処するには「不適切な装備」であったことを挙げた。(民政局次長宛覚書、「神戸朝鮮人事件に関する会議」一九四八年四月二十六日付) しばしば指摘されてきたように、米ソの冷戦の深刻化は、これら在日朝鮮人にも影響を与えずにはいなかった。

事件後の動き

第一次朝鮮人学校事件において、占領軍はただ一度の「非常事態宣言」を発した。事件の結果、四月二十九日までに一五九〇人が検挙され、最終的にはその数は一七三二人にのぼった。被検

挙者は罪状に応じて、それぞれ軍事委員会(A級)・軍事裁判所(B級)・神戸地方裁判所(C級)で裁判に付され、A級のうち七人は重労働十五年から同十年に処せられ、無罪となったのは二人にすぎなかった。B・C級の者はほとんど懲役二カ月執行猶予二年の判決をうけた。

他方、事件後の四月二十七日と三十日文部省と朝鮮人団体との間で交渉が行われ、(1)朝鮮人学校の教育は日本の教育基本法および学校教育法に従うこと、(2)朝鮮人学校については私立学校としての自主性の認められる範囲内で朝鮮人独自の教育を行う前提の下に私立学校としての認可を申請すること、(3)校舎問題についても朝鮮人連盟において自主的に努力するとともに、県市当局が極力努力すること、で妥結した。そして、

五月三日両者の間で正式調印が行われ、六日文部省は改めて学校教育局長名で、両者調印の趣旨にそった通達を都道府県知事に発し、問題は「一応解決した。この事件は「四・二四阪神教育闘争」として、民族教育の自主権を守り、「多大の犠牲は必ずしも空しくなかったという」とも言われている。

しかし、占領軍は米ソ冷戦が深刻化し、朝鮮半島が二つに分断化する中で、朝鮮人団体をふくめ左翼団体への弾圧を強めていった。事件後四月二十八日、神戸基地憲兵司令官は、非常事態宣言を解除するとともに、当面の朝鮮人対策として四項目の命令を出した。翌二十九日、第二五師団長ムリンズ少将は「集会・デモ・パレード」規制に関する命令を伝えた。五月初旬には、兵庫軍政部公安課長ジョンソン大尉が、兵庫県会議長に対し、「治安維持に関する条例」の制定を勧告した。これを受けて、県会では治安維持条例調査委員会を設置するとともに、その検討を始めた。七月九日の第一回会合につづいて、八月二日に開かれた第二回委員会では、公聴会を開催すること、大阪市に調査に赴くことを決定した。この委員会の決定を受けて、同二十一日公聴会が開かれたが、賛成八人、反対二人、保留一人という結果となった。これに対し、九月十三日の第三回委員会では軍政部のジョンソン大尉は、公安条例の制定については県会に任せるとの意向を示した。結果、九月二十七日に招集された兵庫県議会で討議されることになった。この間、十月五日には、第二次大阪市公安条例が制定公布された。しかし、十月六日加藤秋一県会議長は、アトウッド中佐に条例制定が困難なことをつたえ、ここに県レベルでの公安条例制定問題には一応の終止符が打たれた。

2 占領政策の転換とドッジ・ライン

占領政策　GHQは昭和二十年から二十一年にかけて日本の非軍事化を断行し、二十一年から二十二年に
の転換　かけては民主化改革を推進した。憲法改正はその頂点に立つものであった。しかし、冷戦の進

行は、日本の占領政策にも影響を与えずにはいなかった。昭和二十二年初頭のトルーマン・ドクトリンにつ
づいて、六月にはマーシャル・プランが出され、アメリカは西側諸国の復興に乗り出した。

対日占領政策の転換はこれより遅れて現れた。昭和二十二年五月三日には日本国憲法が施行され、マーシ
ャル・プランが出された六月には、日本では社会党の片山哲を首班とする社会・民主・国民協同の三党連立
内閣が成立した。日本では一方で民主化の徹底が、他方で日本経済の再建が俎上にのぼりはじめたときであ
った。しかし、アメリカ政府内では、同年末頃から対日占領政策の転換の兆しがみえはじめ、翌二十三年三
月には「封じ込め政策」で有名なジョージ・ケナンが来日し、マッカーサーに日本の再軍備と経済的自立を
求めたが、前者については拒否された。しかし、占領政策転換の動きはアメリカ本国で次第に活発化し始め、
アメリカ政府は昭和二十三年十月、日本経済の復興による日本の自立化をその政策目標の第一とするにいた
った。これにしたがって、同年末、GHQは日本政府に「経済安定九原則」を提示、翌二十四年にはデトロ
イト銀行頭取ジョセフ・ドッジがGHQの経済顧問として来日した。このドッジのもと苛烈な財政緊縮政策
が遂行されていったのである。

昭和二十四年春には、兵庫軍政部は神戸市役所に県市町の首脳を集めて説明会を行った。このとき小寺市長は「私は九原則に反対である」と堂々と反論、さらには「神戸市の復興は一日も早く行わなければならない。神戸や日本を焼いたのはアメリカの責任である」と述べ、列席していた日本側の参加者を驚かせた。市長の真意は、すでに緊縮財政で苦しんでいる日本の経済復興のため、アメリカは積極的に援助すべきだ、ということにあったという。

そして、兵庫県では、軍政部の指示をうけて、三月十九日岸田県知事を会長に、小寺神戸市長・宮崎彦一郎兵庫県商工会議所連合会長（神戸商工会議所会頭）を副会長に、「経済安定九原則の実施に即応して兵庫県の経済安定と復興を図る為必要な事項を調査審議する目的を以て」兵庫県経済安定委員会を結成した。

昭和二十四年 片山・芦田内閣とつづいた中道政権は、与党内・与党間の内部対立、さらには経済運営の失敗が重なり、昭和二十三年十月昭電疑獄事件の中で倒れた。その後、十月第二次吉田内閣が

成立したが少数単独政権であったため、総選挙は時間の問題であった。昭和二十三年十二月第四国会で吉田内閣不信任案が可決され、議会は解散された。総選挙は、翌二十四年一月二十三日に行われた。民主自由党は自由主義経済をうたい、二大政党の対立実現を国民に呼びかけることによって党勢の拡張を図ろうとした。共産党は人民の生活の安定と民主主義、民族の独立と平和などをそのスローガンに掲げ、「人民のための共産党か、くさった四党か」と訴えた。これに対し、民主党は「口に苦くとも国民のためになる中道政治」の原則を打ち出し、社会党は重要産業の社会化、社会保障制度の確立を訴えた。国民協同党は「唯一の純潔政

党”を看板にした。

兵庫一区では、定数三人に対し一三人が立候補した。民主自由党から首藤新八、民主党から佃良一、社会党から松沢兼人、共産党から立花敏男が、また社会党を離党した永江一夫が無所属で立った。投票率は兵庫県下では七一・九%であったが、神戸市は最低で五五・三%であった。

その結果、首藤、松沢、立花が当選し、佃、永江の現職は落選した。この選挙で注目すべきことは、民主自由党が首藤をはじめ、県下で一〇人の当選者を出し、わずか三人に止まった民主党とその地位を逆転したこと、

表 205 昭和24年1月衆議院議員総選挙結果

各候補者得票数(2万票以上)

当落	候補者名	党派	得票数
当選	首藤新八	民主自由党	57,003
当選	松沢兼人	社会党	33,850
当選	立花敏男	共産党	27,332
次点	佃良一	民主党	25,759
	永江一夫	無所属	24,614

区別党派得票数・得票率

区	民自党		民主党		社会党		共産党		諸派・無所属		合計
	票	%	票	%	票	%	票	%	票	%	
灘	8,869	28	2,376	8	12,813	41	4,563	14	2,817	9	31,438
葺合	3,145	31	913	9	3,391	34	1,274	13	1,329	13	10,052
生田	5,855	41	1,786	12	3,459	24	1,613	11	1,655	12	14,368
兵庫	11,368	26	8,997	21	11,232	26	6,251	15	4,998	12	42,846
田磨	12,284	25	6,338	13	15,059	31	7,656	15	8,011	16	49,348
須磨	5,907	30	2,426	12	6,153	31	2,991	15	2,471	12	19,948
垂水	5,975	24	2,941	12	6,087	24	2,984	12	6,855	28	24,842
合計	57,003	30	25,759	13	58,464	30	27,332	14	24,284	13	192,842

(注) 合計のあわないところがあるが資料どおり記載。

資料:『選挙の記録』

共産党が全国的にも躍進した中で神戸でも議席を獲得したことである。党派別得票数は、表205のとおりである。

神戸市財政とド

ッジ・ライン

戦後、新憲法と地方自治法の施行は、地方自治体の権限拡大をもたらしたが、他方その財政難は容易に解消されなかった。戦災と経済混乱で財源は激減する一方、復興をはじめ教育、自治体警察の発足など新規事業の増大は、折からのインフレと相まって、市財政を困難に陥れた。表206に明らかかなように、二十三年度以降の土木費、警察費、教育費等の増大は著しいものがあつた。この結果、市は毎年のように苦しい財政のやり繰りに追われた。収入面でも、健全財政の指標となる自主財源としての市税の占める割合は低く、二十一年度においては国庫支出金が、二十三年度においては市債が大きな割合を占めていた。戦後最初の経済白書が「国も赤字、企業も赤字、家計も赤字」と述べたことはよく知られているが、地方公共団体の財政は深刻な打撃を受け、健全財政への復帰が大きな課題であつた。

このような中で、経済安定九原則、それにつづいてドッジ・プランが実施された。それは日本経済を「竹馬の足」にたとえ、補助金と米国からの援助を断ち切り、緊縮財政と自由経済の中にそれをほうりこもうというものであつた。これに基づいて行われた一連の政府による財政措置は七月に入つてようやく具体化し、公共事業費の圧縮、配付税の減額、起債の大幅抑制が実施された。これにともない、神戸市でも昭和二十四年七月二十一日「昭和二十四年度歳入歳出追加更正予算」(宇第二号議案)を含む六議案を市会に提出した。小寺市長は同議案を提出するにおいて、次のように説明している。「政府におきましては、経済安定九原則に基づき、一連の財政措置を強力に具体化してまいり、本市においても公共事業費の圧縮、配付税の減額、

決算額

(単位千円)

地方財政 平衡交付金	市債	公企業収入	特別事業収入	繰入運用金	繰越金	その他
—	4,062	—	—	14,041	42,862	24,253
—	6,201	—	—	15,316	44,934	32,370
—	13,006	—	—	27,987	53,608	28,741
—	20,667	—	—	33,716	42,957	48,683
—	18,629	—	—	26,039	3,232	60,500
—	108,030	—	—	30,152	4,660	114,585
—	612,501	—	—	227,057	39,476	868,124
—	382,264	—	—	244,744	75,610	1,841,172
164,107	620,377	1,051,121	1,016,376	528,202	100,569	1,219,944
216,043	871,000	1,235,732	1,625,762	457,999	131,241	1,554,665
76,741	1,035,250	1,153,966	1,267,208	729,509	344,028	1,279,388

算額により構成されている。
昭和22年23・24年版で補正。

(単位千円)

保健費	産業 経済費	社会 事業費	公企業経済		特別事業費	市債費	繰出金 運用金	その他
			水道 事業費	運輸事業費				
4,352	577	1,925	3,707	8,256	—	12,112	20,657	7,738
4,518	1,889	1,653	3,980	8,531	—	11,725	20,189	10,173
5,539	850	1,168	3,636	14,791	—	13,392	34,269	35,261
4,428	2,659	5,339	5,894	17,887	—	12,260	32,211	24,949
23,619	6,510	44,554	17,947	60,698	—	16,449	30,678	14,557
59,514	14,855	148,025	66,954	228,034	—	16,221	39,301	39,207
143,645	51,629	410,510	169,372	635,752	42,657	159,266	238,293	69,206
182,349	70,387	479,957	330,165	888,997	445,818	125,056	270,332	289,701
202,193	56,324	691,581	315,696	1,062,927	938,200	363,635	428,869	1,173,439
259,891	97,357	803,715	426,843	1,214,944	1,470,587	201,844	279,537	1,369,938
1,317,184	127,666	96,967	278,389	775,317	1,316,313	489,812	563,881	598,461

業費+港湾及運河費，特別事業費=競輪，競馬事業費

第四節 占領政策の転換と神戸市

表 206 神戸市歳入歳出

歳 入

種別 年度別	歳 入					
	総 額	純 計 額	市 税	財産収入	国庫支出金	県支出金
昭和17年度	120,629	60,823	22,026	6,975	4,076	1,178
18	131,854	72,090	24,124	4,694	4,193	1,297
19	169,679	87,488	23,527	4,660	13,367	5,161
20	180,405	103,731	11,234	2,570	19,796	5,739
21	360,615	281,854	9,701	5,166	7,095	386
22	1,086,698	1,016,432	38,113	644	110,999	11,887
23	3,303,200	3,036,666	962,163	15,663	377,124	121,758
24	5,375,536	5,055,182	1,841,081	17,166	452,613	128,615
25	8,055,480	7,790,336	2,493,534	46,751	677,745	136,754
26	10,332,562	9,037,420	3,232,838	17,616	854,464	131,202
27	10,770,598	9,533,037	3,715,184	14,748	1,019,248	135,328

(注) 「その他」は分担金、負担金、使用料及手数料、寄付金、雑収入、積立金収入、基本財産収入等歳入決
昭和18, 21, 22年度の総額, 昭和22年度の純計額については、数字に誤りがあるので『神戸市統計書』

歳 出

種別 年度別	歳 出						
	総 額	純 計 額	庁 費	警 察 費	消 防 費	土 木 費	教 育 費
昭和17年度	75,695	55,039	6,339	—	—	5,129	4,903
18	77,645	56,672	7,039	—	—	3,913	4,172
19	126,721	91,857	10,062	—	—	3,507	4,239
20	139,646	107,436	17,807	—	—	5,424	10,789
21	339,136	308,458	57,968	—	—	57,648	8,508
22	1,047,317	1,008,017	254,112	1,539	106	147,612	31,837
23	3,228,839	2,990,546	591,001	236,704	49,156	309,669	121,980
24	5,564,237	5,296,905	931,148	543,085	126,070	507,099	377,074
25	8,317,620	7,454,723	1,102,170	569,764	165,791	662,304	557,764
26	9,855,871	8,998,416	1,440,332	750,140	191,717	654,903	694,123
27	10,425,489	9,611,135	1,896,749	928,684	235,421	899,247	901,398

(注) 庁費=役所費+議会費, 産業費=商工費+農林費, 土木費=土木費+都市計画費+復興費+下水道費
その他=選挙費+財産費+諸支出金+災害復旧費+基本財産構成費+積立金

資料: 『神戸市統計書』昭和27年

起債の大幅抑制など、非常な制約を受けることになり、財政の運営上、きわめて困難な状態に立ち至ったのであります」。こうして追加更正予算では、土木費、港湾及び運河費、保健費、農林費などが減額された。

他方、ドッジの緊縮政策は日本経済にも厳しい緊縮を強いた。その結果、日銀券発行残高は一時大幅に減少し、消費者物価も二十五年半ばまで横ばいとなり、さしもののインフレも一応は収束した。しかし、その反面、ドラスティックな緊縮政策は有効需要の減退、滞貨の増大、深刻な金融難をもたらし、日本経済はたちまち不況に陥った。この状態に拍車をかけたのが輸出の不振であった。こうして、昭和二十四年二月から翌二十五年三月までの間に、全国の解雇者数は五十一万人をこえ、とくに中小企業の雇用減少率が高かった。神戸市でも、昭和二十四年には機械や電気機械などの多くの業種で従業者が減少し、増大したのは大企業を抱える輸送用設備や第一次金属などわずかな業種にすぎなかった。

原口市長 昭和二十四年九月二十七日、神戸港の管理問題、復興事業などの用務で上京中の小寺市長が急の誕生 死した。後任市長選挙は、十一月五日告示、同二十五日投票となった。民主自由党から松島鹿

夫、日本共産党から篠塚一雄、無所属から佃良一、大岡乙松、原口忠次郎の五人が立候補した。当初の予想では、大接戦となり、決戦投票になるかもしれないといわれていた。投票日当日は二日前吹きまわったアレシ台風一過、からりと晴れ上がった選挙日和であったが、当初から民主自由党の立候補者に対する認否をめぐって紛糾した経緯に加え、不明朗との批判や選挙民の無関心もあって投票率は三九・七％と極めて低調であった。しかしともかく、社会党の推薦と保守系の一部市会議員の支援を受けた原口忠次郎が五万三九五〇の法定得票数を約一万四〇〇〇票上回って当選し、公選二代目の市長となった。



写真 82 神戸博覧会（王子会場）

当選後の市会で、原口は「明朗な市政実現に努め、職員組合の協力で能率的な市政を推進したい。市民の声を聞くため、各層代表による審議会などを設けて市政に反映させたい。神戸港の再建は私の念願であり、管理問題を解決し、東部五カ町村の合併など、神戸港発展の基礎を確立したい。博覧会は赤字を少なくし、会場諸施設を市の恒久施設に充当できるようにしたい」と述べた。

神戸博の 原口市長の最初の仕事は「神戸博覧会」で開催 あった。神戸博は戦後暗く沈んでいる市民

の気持ちを明るくさせようと、小寺前市長によって発案されたものである。正式には、日本貿易産業博覧会とよばれ、灘区の王子公園を第一会場とし、兵庫区の湊川公園を第二会場として、昭和二十五年三月十五日から三ヵ月間開催された。予算総額は四億円、主催は神戸市と兵庫県であり、狙いは、復興日本の貿易、産業、文化を世界に紹介することとされた。これは戦後冬眠していた経済・貿易・産業界が初めて外へ目を向けた「復活宣言」であった。神戸博は、家もなく物もない当時としては豪華で近代的であり、将来に夢と希望を抱かせるものであ

つたが、同じころ西宮球場一帯で行われていたアメリカ博やインフレによる影響もあって、博覧会は結局二億円の赤字を出して終わった。これは、一般会計が四〇億円、市の税収が二五億円の頃であったから、神戸市の財政を圧迫するものとなった。そこで、原口市政の仕事として、歳出大削減による健全財政の確立が懸案となった。二十五年度の普通会計の赤字は、神戸博の赤字も加わって六億四千万円にのぼった。市財政立て直しのために、予算の二割削減を断行し、公共事業の国の補助金も返上した。職員俸給の切下げ、機構縮小、配置転換、それに人員整理までやらねばならなかった。職員組合はストを構え、毎晩のようにちやうちんデモが市庁舎を取り巻いた。

3 神戸市公安条例の制定

団体等規制令と すでに述べたように、県レベルでの公安条例制定の動きは、市民の反対もありいったん公安条例の制定 はついでしたが、他方、昭和二十四年四月四日、「政党・協会その他団体の禁止に関する件」(勅令一〇一号、昭和二十一年一月)が全面改正され、団体等規制令が出された。改正前は軍国主義的・超国家主義的な右翼団体のみを対象としていたが、この措置により左翼団体もその対象に組み入れられた。二十四年九月八日団体等規制令第二条に該当する団体として在日本朝鮮人連盟、在日本朝鮮民主青年同盟など四団体の解散とともに、その主要役員の公職からの追放が命じられた。

兵庫県では、同日「法務府特別審査局近畿支局竹之内事務官指揮のもとに県総務部調査課員約三〇名を動

員、三班に分かれ（略）朝鮮人連盟・民主青年同盟両本部（長田区）、ならびに東神戸、西神戸、鈴蘭台の三支部に対し」て解散命令が出された。当時の新聞によれば、「鈴蘭台支部は平穩裏に午後一時に、県本部・東神戸は拒否のうちにも午後八時前後、西神戸は九時半ごろいづれも書類、施設の接収を終了した」（『神戸』昭和二十四年九月九日）という。同四月十二日、兵庫軍政部は「法と秩序の維持は日本の法執行機関の責任」であるとして、従来の集会、示威行進に関する命令を廃止する代わりに、兵庫県に対して、これにかわる条例を制定するように通告してきた。これに対して、岸田知事は、前年の県議会の経緯もあって、五月二日各都市関係者を招集し、「行進、集団示威および集会に関する条例」（公共の安寧保持のため、集会やデモに従来の『届け出』を『許可制』とし、違反者には懲役、罰金を課す）の一斉公布を指示し、市町村単位での制定を提案した。その背景には、ドッジ・プラン下の企業整備・行政整理に対する産業防衛闘争などの反対運動の激化があった。

神戸の場合、条例案は五月十四日提出された。同条例は八カ条からなり、集団行進または集団示威活動について七二時間前までに願書を提出して、公安委員会の許可を受けることを義務づけ、違反者への罰則を定めていた。

市会では公安委員長から、条例制定が占領軍の強い勧告にもとづくものであることが説明されたが、これに対し、社会党議員から「治安維持法の再現」であるとの強い反対意見が出された。同十四日市会内外に労組員五〇〇余人が参集するなか、神戸市会に「集団行進及び集団示威運動に関する条例の件」（第六二号議案）が上程された。市会では、社会党議員が反対するなか、議案は警察消防委員会への付託が決定され、社

会党議員はただちに全員退場した。上程から可決までの間、連日数百の群衆が議会に押し寄せ、反対の声をあげた。いよいよ条例案採決が予定されていた五月十九日の市会内外は混乱と喧噪に包まれた。同日午前中から条例制定に反対する労働者、市民約三〇〇人が市役所前に参集した。市議会は午後二時警察官五〇〇人が警戒するなかで開かれた。同法案は三九対一二で可決されたが、傍聴席に殺到しようとした抗議団と警察が衝突し、数人が負傷し、一三人が検束された。そののち、抗議団は神戸拘留所にデモ行進を行い、被検束者の即時釈放と組合旗の返還を求め、抗議活動は深夜まで続けられた。これ以後も、反対運動は各地で盛り上がり、そのため神戸市を除く各市はその制定を見送り、条例を制定したのは県内でも川西、家島、生野、坂越の四町に過ぎなかった。

—— 条例反対運動 公安条例に反対する労働組合を中心とする動きは、五月十二日「兵庫県公安条例反対共同

と改正の動き 協議会」の設立としてあらわれていた。同協議会には、兵庫産別、兵庫県官公労共同闘争

委員会（兵官公）、国労神戸地区協議会、兵庫県自動車従業員組合、電産兵庫県支部、日本エヤーブレーキ労組など五〇余団体が参加していた。同協議会を中心に、十四日の条例案上程以降、一週間にわたってデモと集会が開かれた。そして、条例案が採択された翌二十日協議会は「公安条例改廃請求」署名運動を行うなど四項目の方針を決定した。六月一日には、湊川公園音楽堂において、公安条例反対人民大会が一八団体、七〇〇〇人の参集をえて開催された。大会は「五月十九日市会は労働団体・民主団体の反対を無視した公安条例を三六対一二で可決した。これは憲法第二一条、第二八条の基本的人權、集会結社の自由を侵害束縛するものであり絶対反対である。東京都においても五月三十一日、流血の惨事をおこし同志多数が検束された。」

かくさせた吉田反動内閣の打倒は勿論、公安条例の改廃を要求するとともに市会の解散を要求する」との提案を満場一致で可決した。「公安条例改廃請求」署名運動は、六月二十八日付で有効数一万八〇〇〇人に達し、七月二十六日の市会には、「集団行進及び集団示威運動に関する条例廃止請求の件」が上程されたが、二十八日、三六対一一で否決された。

その後二十五年五月三十日、宮城前広場において行われた人民大会で米軍将校への暴行事件が発生したため、六月十七日参謀二部(G2)のウィロビーが、「集会、集団行進、集団示威運動に関する覚書」を日本政府宛に発した。また、総司令部は東京都に公安条例の全面改正を指令した。それは従来届け出のみでよかった集会についても、公安委員会の許可を求めるなど規制を強化したものであった。以後、GHQは東京都をモデルに公安条例の速やかな制定ならびに改正を求めた。その結果、神戸市でも、同年十二月七日、市会に「集団行進及び集団示威運動に関する条例の全部を改正する条例」が提出され、同日可決された。